

# Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)

## 第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。( <https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html> ))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト( <https://sdpf.ntt.com/> ))に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがIoTに係るものに限り、以下、「SDPFサービス(IoT)」といいます。)を提供します。

## 第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPFサービス(IoT)には、別紙に定める場合を除き、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

## 第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス(IoT)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPFサービス(IoT)に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙1 IoT Connect提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1) IoT Connect Mobile Type S	SDPFサービスの1つであって、SIMカードの使用、SIMカードから当社又は当社以外のネットワークへの接続機能及び付加機能を提供するもの
(2) IoT Connect Gateway	SDPFサービスの1つであって、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能又はIoT端末の管理に関する機能等を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール
プロファイル	選択されたSIMカードの識別、認証及び通信を可能にする情報
プロファイル提供事業者	IoT Connect Mobile Type Sの利用に係るプロファイルを提供する事業者

(B) 利用の制限

- a IoT Connect Mobile Type Sを利用して行う通信は、共通編第18条(利用の制限)に定めるほか、次の場合には、ネットワークへの接続不可又は通信速度の低下が発生することがあります。
  - (a) 通信が著しくふくそうしたとき。
  - (b) 車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでの通信であるとき。
  - (c) 通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- b 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- c 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、IoT Connect Mobile Type Sの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。-
- d 契約者は、IoT Connect Mobile Type Sの利用に係る端末を、以下に定める規則等及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する技術基準に適合するよう維持していただきます。
  - (a) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
  - (b) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)
  - (c) 当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件

(C) プロファイルに係るもの

プロファイル種別	内 容
TSLプロファイル	Transatelが提供するプロファイル
NTTComプロファイル	当社が提供するプロファイル

備考

- 1 各プロファイルには、次のプランがあります。
  - (1) プロファイル切替有プラン
    - A プロファイル種別の切り替えができるSIMカードを提供するものをいいます。
    - B TSLプロファイル又はNTTComプロファイルにおいて、利用可能とします。
  - (2) プロファイル切替無プラン
    - A プロファイル種別の切り替えができないSIMカードを提供するものをいいます。
    - B NTTComプロファイルに限り、利用可能とします。
- 2 当社は、次の事項をプロファイル切替有プランに適用します。
  - (1) 1のSIMカードには、少なくとも1のプロファイルの設定が必要です。
  - (2) IoT Connect Mobile Type Sの通信に利用するSIMカード毎のプロファイルの数は、1とします。

- (3) 契約者は、プロフィール種別を切り替えることができます。この場合、当社は、プロフィール種別の切り替えがあったときは、切り替え後のプロフィール種別を、その切り替えが完了した時点から適用します。
- (4) プロファイルには、以下のプロフィールステータスがあります。ただし、プロフィールステータスの休止については、NTTComプロフィールに限ります。  
 プロファイルステータス:未開通／利用中／中断／休止／廃止
- (5) 契約者は、前項に定めるプロフィールステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき、変更できます。この場合、当社は、変更後のプロフィールステータスを、その変更が完了した時点から適用します。
- (6) 契約者が発注したSIMカードについて、プロフィールがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロフィールの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロフィールをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロフィールステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- (7) 契約者が追加購入したプロフィールについて、プロフィールがお客様に割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのプロフィールの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのプロフィールの廃止処理を行います。この場合においてプロフィールステータスは未開通から廃止に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- 3 当社は、次の事項をプロフィール切替無プランに適用します。
- (1) 1のSIMカードには、1のプロファイルの設定が必要です。
- (2) プロファイルには、以下のプロフィールステータスがあります。  
 プロファイルステータス:未開通／利用中／中断／休止／廃止
- (3) 契約者は、前項に定めるプロフィールステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき変更できます。この場合、当社は、変更後のプロフィールステータスを、その変更が完了した時点から適用します。
- (4) 契約者が発注したSIMカードについて、プロフィールがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロフィールの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロフィールをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロフィールステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。
- 4 当社は、次の事項をプロフィール切替有プラン及びプロフィール切替無プランに適用します。
- (1) 契約者が、IoT Connect Mobile Type Sの全部又は一部を解約した場合、そのSIMカードの所有権は当社から契約者へ移転するものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、契約者は、当社が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するSIMカードに含まれる物質に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、SIMカードを処分するものとします。
- (2) 当社は、各プロフィールが通信可能な提供国及び地域を、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載します。
- (3) 契約者は、プロフィール切替有プランとプロフィール切替無プランとの間の相互の変更を請求することはできません。

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
従量プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定めるプロフィール基本料及びデータ通信料を適用し、データ通信料については、1の料金月における1MB単位の通信量に基づいて適用するものをいいます。 2 従量プランが利用可能なプロフィールは、以下のとおりとします。 ・TSLプロフィール ・NTTComプロフィール
定額プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、上り特価プラン以外のものをいいます。 2 定額プランが利用可能なプロフィールは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロフィール
上り特価プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、通信量上限値を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに定めるものをいいます。 2 上り特価プランが利用可能なプロフィールは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロフィール

備考

- 1 当社は、次の事項を従量プランに適用します。
- (1) 契約者は、その契約に基づいてプロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む料金月から起算して、プロフィールステータスが廃止となった日を含む料金月までの期間について、Web料金表に規定する利用料金の支払いを要し

ます。

- (2) 当社は、プロフィールステータスが初めて利用中となった月の翌々月から、プロフィール基本料を適用します。
- (3) 1の料金月においてプロフィールステータスの変更があった場合、プロフィール基本料については次に定める通りとします。

A 1の料金月のうちに1回でも利用中となった場合、利用中に係るプロフィール基本料が適用されます。

B 1の料金月のうち、常に中断だった場合又は1の料金月のうち、中断及び休止だった場合、中断に係るプロフィール基本料が適用されます。

C 1の料金月のうち、常に休止だった場合、休止に係るプロフィール基本料が適用されます。

- (4) 契約者は、従量プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定することができます。

A 通信量上限値は、SIMカードごと、かつ、プロフィールごとに設定することができます。

B 通信量上限値は、その設定の処理が完了した時点から適用されます。

C 当社は、通信量上限値が設定されたSIMカードについて、該当のプロフィールに係る通信量上限値の設定が適用された時点からの通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロフィールのその料金月における通信の利用を制限します。

D その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。

- 2 当社は、次の事項を定額プランに適用します。

- (1) 契約者は、その契約に基づいてプロフィールステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロフィールステータスが廃止となった日までの期間について、Web料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。

- (2) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。

A 1の料金月に、1のプロフィールステータスを利用した場合

(A) その料金月における利用日数(プロフィールステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。)が20日以上の場合

定額利用料の満額の支払いを要します。

(B) その料金月における利用日数が20日未満の場合

「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。

B 1の料金月に、2以上のプロフィールステータスを利用した場合

その料金月に利用したプロフィールステータスに係る定額利用料(満額のものとする。)のうち最も高い額と、それぞれのプロフィールステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。

- (3) 1日においてプロフィールステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロフィールステータスについては次に定める通りとします。

A 1日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロフィールステータスとします。

B 1日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロフィールステータスとします。

C 1日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロフィールステータスとします。

- (4) 当社は、定額プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定します。

A 通信量上限値は、Web料金表に定めるコースごとに設定します。

B 当社は、定額プランのプロフィールにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロフィールのその料金月における通信の利用を制限します。

C その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。

- (5) 当社は、契約者から請求があったときは、以下の条件で容量追加機能を提供します。

A 契約者は、容量追加を請求することにより、1の料金月における通信量上限値に通信容量を追加することができます。この場合、1の料金月において1のプロフィールごとに追加することができる通信容量は、100テラバイトを上限とします。(当社は、IoT Connect Mobile Type Sの利用において1テラバイトは2の40乗バイトとします。以下、同じとします。)

B 1のプロフィールにおいて、通信の利用の制限後であっても、そのプロフィールへの容量追加があり、通信の利用の制限に係る条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、通信の利用の制限を解除します。

C 当社は、定額プランのプロフィールにおけるその料金月の通信量の合計が、通信容量を追加した通信量上限値を超えた場合は、当該プロフィールのその料金月における通信の利用を制限します。

D 当社は、容量追加を、その請求のあった料金月に限り適用し、1の料金月における通信量の合計が通信容量を追加した通信量上限値に満たない場合であっても、その残量を翌料金月には繰り越しません。

- (6) 当社は、契約者から請求があったときは、以下の条件で年間前払いプランを提供します。

A 年間前払いプランとは、定額利用料について、年間前払い(12料金月を単位とした利用料金の計算・請求に基づき、

当該利用料金を当該期間に係る初回請求時にまとめて支払っていただくことをいいます。以下、同じとします。)を行う料金プランをいいます。

- B 当社は、年間前払いプランについて、プロフィール切替無プランに限り提供します。
- C 年間前払いにおける定額利用料は、料金月においてプロフィールステータスが常に利用中であった場合の金額とします。
- D 年間前払いの対象期間は、プロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む料金月から起算して12料金月とします。
- E 当初の年間前払いの対象期間が満了する際は、満了月の翌料金月から起算して12料金月を更新後の年間前払いの対象期間として、年間前払いを自動更新します。以後も同様とします。
- F 当社は、年間前払いプランのコース区分の変更について、年間前払いの対象期間が満了する料金月に限り受け付けます。
- G 年間前払いプランにおけるプロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む料金月、プロフィールステータスが廃止となった日を含む料金月及び残余期間(プロフィールステータスが廃止となった日の翌料金月から年間前払いの対象期間の満了月をいいます。以下同じとします。)の定額利用料は、次の通りとします。
  - (A) プロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む料金月  
備考2(2)の定めにかかわらず、定額利用料の満額の支払いを要します。
  - (B) プロフィールステータスが廃止となった日を含む料金月  
備考2(2)の定めによります。
  - (C) 残余期間  
定額利用料の支払いを要しません。
- H 前項の場合において、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その定額利用料を返金します。
- I 契約者は、工事費の支払いを要しません。

3 当社は、次の事項を上り特価プランに適用します。

- (1) 当社は、上り特価プランについて、プロフィール切替無プランに限り提供します。
- (2) 契約者は、その契約に基づいてプロフィールステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロフィールステータスが廃止となった日までの期間について、Web料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。
- (3) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。
  - A 1の料金月に、1のプロフィールステータスを利用した場合
    - (A) その料金月における利用日数(プロフィールステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。)が20日以上の場合  
定額利用料の満額の支払いを要します。
    - (B) その料金月における利用日数が20日未満の場合  
「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。
  - B 1の料金月に、2以上のプロフィールステータスを利用した場合  
その料金月に利用したプロフィールステータスに係る定額利用料(満額のものとする。)のうち最も高い額と、それぞれのプロフィールステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。
- (4) 1日においてプロフィールステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロフィールステータスについては次に定める通りとします。
  - A 1日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロフィールステータスとします。
  - B 1日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロフィールステータスとします。
  - C 1日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロフィールステータスとします。
- (5) 当社は、上り特価プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定します。
  - A 通信量上限値は、Web料金表に定めるコースごとに設定します。
  - B 当社は、上り特価プランのプロファイルにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合において、当社は、通信量の計測及び通信の利用の制限を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに行うものとします。
  - C その料金月において、上り又は下りの通信量の合計がそれぞれの通信量上限値に満たない場合が生じたときは、その差分をもう一方の通信方向に係る通信に充当すること及び翌料金月への繰り越しをすることはできません。

4 当社は、次の事項を従量プラン、定額プラン及び上り特価プランに適用します。

- (1) 当社は、次に掲げる変更に関し、請求を受け付けるものとします。
  - A 従量プランと定額プラン(年間前払いプランを利用しないものに限ります。)との間の相互の変更
  - B 定額プラン(年間前払いプランを利用しないものに限ります。)に係るコース区分の変更
  - C 上り特価プランに係るコース区分の変更

D 定額プラン(年間前払いプランを利用するものに限ります。)に係るコース区分の変更

(2) 当社は、前項に定める変更の請求があったときは、その変更及び変更後のコース区分等に係る料金を、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

5 当社は、次の事項を定額プラン及び上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、容量シェアグループを設定します。この場合、容量シェアグループの扱いは、次のとおりとします。

A 容量シェアグループに属するプロファイルの料金月における通信量上限値を合計します。この場合、通信量上限値の合計は100テラバイトを上限とします。また、プロファイルステータスが休止のプロファイルの通信量上限値及び容量追加により追加された通信容量は、通信料上限値の合計から除きます。

B 1の容量シェアグループを構成するプロファイルの数は、30,000を上限とします。

C 定額プランと上り特価プランの混在する容量シェアグループを設定することはできません。

D (E)接続タイプに定めるインターネット接続タイプと閉域接続タイプの混在する容量シェアグループを設定することはできません。

(2) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルの追加の請求があったときは、その請求を反映したときから適用します。

またこの場合において、追加したプロファイルのその料金月における容量シェアグループに追加されるまでの通信量は、追加した料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まないものとします。

(3) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルにおいて次の請求がされたときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルを容量シェアグループから除外し、同時にそのプロファイルの通信量上限値をその請求がなされた料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該請求がなされたプロファイルのその料金月の通信量は、当該請求がなされた料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

A 容量シェアグループからプロファイルの削除

B プロファイル種別の切替

C プロファイルステータスの廃止への変更

(4) 当社は、1の料金月における1のプロファイルに関し、容量シェアグループへの追加及び容量シェアグループからの削除があった場合は、その料金月におけるそのプロファイルの通信量について、容量シェアグループへの追加前の通信量を容量シェアグループからの削除後の通信量に引き継ぎます。

(5) 契約者は、容量シェアグループからプロファイルの削除があった料金月において、容量シェアグループから削除したプロファイルを新たに容量シェアグループ(当該料金月に追加されていた容量シェアグループを含みます。)に追加することはできません。

(6) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止に変更されたときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(7) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止から利用中に変更されたときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計に合算するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(8) 当社は、上り特価プランの下りの通信については、容量シェアグループの通信量及び通信量上限値の合計に含めません。

(9) 当社は、容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量及びそのコースに係る通信量上限値をそれぞれ合計し、その通信量の合計が通信量上限値の合計を超えた場合には、容量シェアグループに属するプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合、本規定は、備考2(4)B又は備考3(5)Bの規定に優先するものとします。

(10) 当社は、前項の規定にかかわらず、上り特価プランの下りの通信において当月の通信量の合計が通信量上限値を超えた場合の通信の利用の制限は、プロファイルごとに行います。

(11) 契約者は、容量シェアグループにおいて、1の料金月に係る通信量の合計がその料金月の通信量上限値の合計に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。

(12) 契約者は、容量シェアグループに属するプロファイルの料金プランに係る区分を変更しようとするときは、事前にそのプロファイルを容量シェアグループから削除していただきます。

(E) 接続タイプに係るもの

区 分	内 容
-----	-----

インターネット接続タイプ	閉域接続タイプ以外のもの
閉域接続タイプ	当社のFlexible InterConnectへ接続可能なもの
備考	
<p>1 当社は、閉域接続タイプについて、プロフィール切替無プランに限り提供します。</p> <p>2 契約者は、閉域接続タイプを利用する場合、IoT Connect Mobile Type S1においてあらかじめ1のテナントにつき1の閉域接続利用(閉域接続タイプとFlexible InterConnectとの間を接続して通信可能とすることをいいます。以下同じとします)の申込みをしていただきます。</p> <p>3 契約者は、閉域接続タイプを利用するプロフィール(プロフィールステータスが廃止のものを除きます。)がある場合、そのプロフィールのテナントに係る閉域接続利用を廃止することはできません。</p> <p>4 契約者は、インターネット接続タイプ及び閉域接続タイプの相互の変更を請求することはできません。</p> <p>5 当社は、定額プラン(年間前払いプランを利用するもの)に限り提供します。</p>	

(F) モードに係るもの

区 分	内 容
通常モード	テストモード以外のもの
テストモード	他の規定にかかわらずテストモード利用期間中のプロフィール基本料、データ利用料又は定額利用料の支払いを要しないものであって、テストモード利用料の支払いを要するもの
備考	
<p>1 当社は、契約者がプロフィールステータスを初めて利用中とする際にテストモードの利用申込みがあった場合に限り、テストモードを提供します。</p> <p>2 テストモードの利用期間は、その利用の開始があった日から起算して最長で365日間とし、366日目にテストモードを終了します。ただしその期間における通信量の合計が、当社が定める基準を超えた場合、その翌日にテストモードを終了します。テストモードが終了した場合、その当日に通常モードに移行するものとします。</p> <p>3 テストモードが終了し、通常モードに移行した場合、当社は、利用料金を次の通り適用します。</p> <p>A 従量プランに係るもの</p> <p>(A) (B)以外の場合 通常モードに移行した当日からプロフィール基本料及びデータ通信料を適用します。</p> <p>(B) プロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む月又はその翌月にテストモードが終了し、通常モードに移行した場合 通常モードに移行した当日からデータ通信料を適用し、プロフィールステータスが初めて利用中となった日を含む月の翌々月からプロフィール基本料を適用します。</p> <p>B 定額プラン及び上り特価プランに係るもの 通常モードに移行した当日から定額利用料を適用します。</p> <p>4 テストモード利用中は、プラン、コース区分、通信量上限値を変更することはできません。</p> <p>5 当社は、テストモードを利用中のプロフィールに対して(D)備考5に定める容量シェアグループの申込みがあったときは、そのプロフィールが通常モードとなったときから、そのプロフィールを容量シェアグループに追加します。</p> <p>6 当社は、定額プラン(年間前払いプランを利用するもの)に限り提供しません。</p>	

(G) 付加機能に係るもの

区 分	内 容
グローバル固定IPアドレス機能	<p>A 当社は、NTTComプロフィール(インターネット接続タイプのもの)に限り、本機能を提供します。</p> <p>B 当社は、契約者がプロフィールステータスを初めて利用中とする際に本機能の利用申込みをした場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>C 本機能に係るグローバル固定IPアドレスは当社が割り当てるものとし、契約者は、グローバル固定IPアドレスの指定及び変更をすることはできません。</p> <p>D 契約者は、グローバル固定IPアドレスを利用するプロフィールにおいて、グローバル固定IPアドレスのみを廃止することはできません。</p>

(H) 移動無線装置の販売に係るもの

- a 当社は、契約者から請求があったときは、契約者がIoT Connect Mobile Type S1に係るSIMカードを利用するための移動無線装置(備品等を含みます。以下、この(H)において同じとします。)を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、Web料金表に定めるとおりとします。
- b 当社は、日本国内に限り、移動無線装置を配送します。
- c 当社が販売する移動無線装置については、端末種別に応じて利用可能国を定めるものとし、端末種別ごとの利用

可能国は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるとおりとします。

- d 当社が販売した移動無線装置については、当社が定める保証書に基づき修理します。  
その他、保証の内容については、保証書の定めるところによります。

(1) その他

当社は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)に基づき、契約者(MVNOである者に限りま  
す。)の名称等を総務大臣に報告するものとします。

B 料金算定方法

- (A) IoT Connect Mobile Type Sに係る利用料金は、1のお客様契約番号ごとにIoT Connect Mobile Type Sに係る料金の  
額を合算して適用します。
- (B) IoT Connect Mobile Type Sに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算  
定方法及びWeb料金表に基づき、1のプロファイルごとに算出されるものとします。
- (C) 利用料金に係る通信の測定は、次によります。
- a 利用料金に係る通信量は、利用するプロファイルのプロファイル提供事業者の測定機器において測定した通信量  
(MB単位とします。)とします。
  - b IoT Connect Mobile Type Sについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Mobile Type S  
の利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
  - c 1MB未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
  - d 当社のポータルで表示される通信量と、課金対象となる通信量は異なることがあります。
- (D) IoT Connect Mobile Type Sの利用料金の計算においては、プロファイル提供事業者の定める標準時間に基づいて  
計算します。
- (E) 当社は、IoT Connect Mobile Type Sの初期費用及び工事費をWeb料金表等において定めます。
- (F) 当社は、各プロファイルにおけるその他の細目を、Web料金表等において定めます。
- (G) 共通編第19条(料金)に定めるほか、IoT Connect Mobile Type Sの提供国又は地域及びその利用料金は、プロファ  
イル提供事業者が定めるものに準じるため、プロファイル提供事業者が定めるものに変更があった場合、当社は、IoT  
Connect Mobile Type Sの提供国又は地域及びその利用料金を変更することがあります。
- (H) 前号に定める変更があった場合、当社は、そのことを変更後の提供国又は地域及びその利用料金が適用される30  
日前までに、共通編第34条(契約者に対する通知)の定めにより、契約者に通知します。

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(1)(IoT Connect Mobile Type S)のA(提供条件)の(A)(用語の定義)に規定するSIMカ ードと同義のもの
IoT回線	IoT Connect Mobile Type S(NTTComプロファイルであって、インターネット接続タイ プのものであり、プライベート固定IPアドレスを利用するものに限りま す。)の1のSIMカードと無線基地局設備との間に設定される電気通信回線又はその 他の電気通信回線であって、IoT Connect Gatewayを利用するために使用されるもの

(B) IoT Connect Gatewayに係るメニュー

- a IoT Connect Gatewayには、次のメニューがあります。
- (a) クラウドサービス接続  
IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるた  
めのプロトコル変換等の機能を提供します。
  - (b) コンフィグマネージャー  
IoT端末の管理に関する機能を提供します。
  - (c) リモートアクセス  
IoT端末へのリモートアクセス機能を提供します。
  - (d) 仮想コネクション  
インターネット経由でのアクセスを個別認証する機能を提供します。
- b クラウドサービス接続には、次の付加機能があります。
- (a) フォーマット変換  
IoT端末から出力されるデータフォーマットを変換する機能を提供します。
  - (b) ミラーリング

IoT端末から主たるクラウドへのデータ通信と同時に別のクラウドへ転送する機能を提供します。

(C) 申込みの条件

- a IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込みによる場合
  - (a) IoT Connect Mobile Type Sの申込者は、その申込みに対応するIoT Connect Gatewayの利用の範囲において、その申込みにより払い出されるプライベート固定IPアドレスその他のIoT Connect Mobile Type Sの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。
  - (b) IoT Connect Gatewayの申込みは、その申込みに係るIoT Connect Gatewayのお客様契約番号及びテナントとその申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sのお客様契約番号及びテナントとが同一となるように行うものとします。
  - (c) 契約者は、リモートアクセスの利用にあたり、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるところにより、あらかじめ料金プラン等をテナント単位で選択するものとします。選択した料金プラン等を変更しようとする場合も同様とします。
- b IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込みによらない場合(仮想コネクションを利用する場合に限ります。)
  - (a) 仮想コネクション用の認証ID(以下、「仮想コネクションID」といいます。)の登録をもって、申込みとなります。
  - (b) IoT Connect Mobile Type S以外の電気通信回線をIoT回線として利用する場合は、契約者が用意するものとします。
- c a又はbの場合  
IoT Connect Gatewayの利用に際し、1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDあたりの月間の通信量が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定める値を超えることが想定される場合には、IoT Connect Gatewayの申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたIoT Connect Gatewayの利用条件について、当社と協議していただきます。

(D) 利用に関する条件

IoT Connect Gatewayについては、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定める条件があります。

(E) 保守対応

当社は、IoT Connect Gatewayに係る設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はIoT Connect Gatewayの提供の維持運営のため、契約者が保有又は利用する設備に対する疎通性確認を行うことがあります。

(F) 責任の制限

- a 当社は、IoT Connect Gatewayが提供するプロトコルの変換等の機能の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによって契約者に発生した損害については、共通編第27条(責任の制限)に定めるほかは、責任を負いません。
- b 当社は、IoT Connect Gatewayの提供において共通編第27条第2項を適用するにあたり、日数に対応する利用料金は、次の算式により算出します。  
・当該事象が発生した料金月の前料金月の利用料金 ÷ 28 × 当該事象に係る日数

B 料金算定方法

- (A) IoT Connect Gatewayに係る利用料金は、1のお客様契約番号ごとにIoT Connect Gatewayに係る料金の額を合算して適用します。
- (B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。
  - a 1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき算出します。
  - b クラウドサービス接続については、1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDごとの月間の通信量に応じて算出します。
  - c コンフィグマネージャーについては、次の(a)及び(b)のそれぞれに応じて算出します。
    - (a) 1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDごとの月間の通信量
    - (b) 1のテナントごとの月間の最大設定数(コンフィグマネージャーのポリシーに係るものとします。)
  - d リモートアクセスについては、契約者がテナント単位で選択した料金プラン等に基づき、次のIoT回線数(仮想コネクションを利用するIoT回線を除きます。)に応じて算出します。なお、いずれの場合においても、実際にリモートアクセスを利用したか否かにかかわらず算出します。
    - (a) そのテナントにおける月間の予約IoT回線数(その料金月においてアクセス設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)
    - (b) そのテナントに帰属する月間の最大IoT回線数(その料金月においてそのSIMカードのプロファイルステータスが利用中、中断又は休止のいずれかとなったことがあるIoT回線を対象とします。)
    - (c) そのテナントにおける月間の特定IoT回線数(その料金月においてリモートアクセスに関する特定の利用形態の

設定を行ったことがあるIoT回線を対象とします。)

- e フォーマット変換については、次の(a)及び(b)のそれぞれに応じて算出します。
  - (a) 1のテナントごとの月間のフォーマット変換リクエスト回数
  - (b) 1のテナントごとの月間の最大設定数(その料金月においてフォーマット変換リクエストがあったフォーマット変換のテンプレートに係るものとします。)
- f ミラーリングについては、1のテナントごとの月間の最大設定数(ミラーリングのポリシーに係るものとします。)に応じて算出します。
- g 1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDごとの月間の通信量に応じて利用料金が算出される場合において、そのIoT回線又は仮想コネクションIDについて複数のメニューに係る通信が行われたときは、それぞれのメニューごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。
- h ミラーリングを利用する場合は、転送先を含むすべてのクラウドに対してクラウドサービス接続が利用されたものとして算出します。
- i 仮想コネクションについては、月間の最大仮想コネクションID数に応じて算出します。

(C) 利用料金に係る通信量等(通信量その他IoT Connect Gatewayの利用度合いを示す指標をいいます。以下、この(C)において同じとします。)の測定は、次によります。

- a 当社の測定機器において測定した通信量等(単位はWeb料金表に定めるものとします。)とします。
- b 通信量は、送信及び受信の双方を対象とします。
- c 通信量は、当社によるプロトコルの変換等の機能が非適用の状態にある通信を対象とします。
- d 通信量等データは一定時間ごとに取得するものとし、当月初日の最初の取得から当月末日の最後の取得までにおいて取得した通信量等データにおける値を合算して当月の通信量等とします。
- e 契約者に係るIoT Connect Gatewayについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Gatewayの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
- f 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。

(D) IoT Connect Gatewayにおいては、工事費を適用しません。

別紙2 IoTプラットフォーム提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Things Cloud	SDPFサービスの1つであって、ネットワーク経由で送信されたセンサー情報を蓄積／管理し、ブラウザによるセンサーのステータスや位置の確認、異常発生時等に電子メール通知等を可能とする機能を提供するもの。

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Things Cloud

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
Things Cloudテナント	Things CloudにはThings Cloud親テナントとThings Cloudサブテナントがある。Things Cloudにて収集するユーザー情報、デバイス情報、測定データ、等の保持単位。
Things Cloud親テナント	Things Cloudサブテナントの作成やネットワーク接続機能の申し込み/廃止をするためのThings Cloudテナント。
Things Cloudサブテナント	Things Cloud親テナントの配下で作成可能なThings Cloudテナント。

(B) 提供機能

a デバイス接続機能(様々なモノをネットワーク経由で接続する機能)

機能	概要
Agentソフトウェア	デバイス上で動作し、Things Cloud上へのデバイス登録や計測データの送信、Things Cloudからの制御指示の受信などをプログラミングを必要とせずに実現。
機器認証	Things Cloudへの各通信において認証を実施。
計測データ送信	デバイスが計測したデータをAPIによってThings Cloudに送信可能。計測データは任意の値を送信可能。
機器制御用通信管理	Things Cloudからのデバイスに対する制御指示を受け取るための通信セッションを確立・管理するための機能。
通信ログ管理	Agentソフトウェアによる通信ログをデバイス上でファイル出力。

b データ管理機能(デバイス情報を管理し、データを蓄積/処理/可視化する機能)

機能	概要
デバイス一覧表示	登録されているデバイスを一覧表示する機能。
デバイス設定管理	モノの情報(シリアルID等)をGUI上で設定・管理する機能。
デバイスグループ設定	デバイスを任意の単位でグループ化する機能。
デバイス接続監視	Agentを搭載したデバイスの接続状況をリアルタイムで監視する機能。
ソフトウェア管理	Agentを搭載したデバイス上のソフトウェアのバージョンを収集し、遠隔からバージョンアップを実施する機能。
デバイス遠隔管理	GUIの操作で遠隔からデバイスを制御(再起動等)する機能。
デバイス位置情報管理	モノのGPS情報を継続的に収集し、保存する機能。
デバイス接続管理	モノに払出されているID/PWの有効化/無効化をGUI上で設定する機能。
収集データ保管	デバイスが送信したデータを保管する機能。
グラフ表示	蓄積したデータをグラフ(折れ線)で表示する機能。
地図表示	モノの位置情報を地図上に対応付けして表示する機能。
その他表示	Widgetと呼ばれるGUIパーツ群でリニアゲージ、円グラフ、メータ表示等のデータ表示を可能とする機能。
アラーム/イベント管理	収集したデータの値に対して閾値判定を行い、管理者に対してメールを送信する等の定型のルールをGUI上で設定する機能。
ジオフェンス	モノの位置情報が地図上の指定領域を出たかどうかを判定する機能。
FieldBus接続	デバイスのうち当社が指定した機器経由で特定のFieldBusプロトコル(Modbus、CAN等)のデータについて、GUI上の設定によってプログラミングなしでThings Cloud上のデータ保存形式に変換する機能。
カスタムストリーミング処理	収集したデータの値に対して任意のストリーミング処理を実施する機能。

備考 一部機能はインターネット接続を前提としています。Flexible InterConnect接続利用時には、Things Cloud開発者サイト(<https://developer.ntt.com/iot/docs/users-guide/fic-connection/>)の注意事項が適用されます。

c 外部サービス接続(お客さまが準備する外部システムとの連携を実現する機能)

機能	概要
メール送信	Things Cloudメールサーバを利用し、アラーム等を送信する機能。
外部システム接続API	Things Cloudに蓄積したデータの取得、外部サービスとの連携をAPIにより実現する機能。

d Things Cloudテナント管理(テナントやユーザ情報などを管理するためのGUIアプリケーション)

機能	概要
ユーザ管理	Things Cloudテナントにアクセスできるユーザを作成/削除する機能。
ユーザグループ管理	Things Cloudテナントに登録されているユーザをグルーピングして権限管理する機能。
Things Cloudテナント統計情報確認	Things Cloudテナントに登録されているデバイスの数や現在利用しているストレージ容量等を確認する機能。
Things Cloudサブテナント管理	Things Cloudサブテナントを作成/利用停止する機能。
Things Cloudサブテナント統計情報確認	自ユーザThings Cloudテナントが管理する各Things Cloudサブテナントの統計情報(デバイス数、ストレージ容量等)を確認する機能。
ログ管理	デバイスやThings Cloudテナントに関するログを確認する機能。
ファイル管理	システム管理用のドキュメントなどを保存する機能。

e ネットワーク接続(デバイスからThings Cloudへ接続するためのネットワークのアクセスポイント機能)

機能	概要
インターネット接続機能	インターネットからThings Cloudに対して接続するインターフェースを提供する機能。
LoRaWAN接続機能	LoRaWAN Network ServerからThings Cloudに対して接続するインターフェースを提供する機能。
Sigfox接続機能	SigfoxクラウドからThings Cloudに対して接続するインターフェースを提供する機能。
Flexible InterConnect接続機能	Flexible InterConnectからThings Cloudに対して接続するインターフェースを提供する機能。

(C) 利用に関する条件

センサーを設置したデバイスから取得した情報をThings Cloud上に表示させるためには、契約者にて別途インターネット接続環境又はFlexible InterConnect接続環境の準備が必要となります。

(D) 非保証

当社は、明示・黙示を問わず、Things Cloudについて一切の保証(Things Cloudの通信速度、レスポンス、正確性、完全性を含みますがこれらに限定されないものとします。)を行わないものとします。

(E) ハイセイフティ用途

契約者は、Things Cloudが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、地図上の正確な場所が必要になる緊急サービス、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途(以下、「ハイセイフティ用途」といいます。)に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、Things Cloudをハイセイフティ用途に使用しないものとします。

(F) 料金プラン

Things Cloudには、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定めるところによる料金プランがあります。

B 料金算定方法

(A) Things Cloudの利用料金は1のThings Cloud親テナント毎にThings Cloudに係る料金の額を合算して適用します。

- (B) Things Cloudの利用料金には、Web料金表に定めるThings Cloudテナント料、デバイス従量、追加データ管理料、APIコール超過料、LoRaWAN接続機能利用料、Sigfox接続機能料及びカスタムストリーミング処理機能利用料があります。
- (C) デバイス従量は、各月においてThings Cloudテナントに登録されたデバイス数の最大値に基づいて算出します。デバイス従量に含まれるAPIコール数とデータ容量はThings Cloud親テナント毎に合算されます。
- (D) 追加データ管理料は、Things Cloud親テナント毎に各月においてThings Cloudテナント毎に使用されたデータ量の最大値の合計からThings Cloud親テナント毎のデバイス従量に含まれる合算されたデータ容量を差し引いた値に基づいて算出します。
- (E) APIコール超過料は、Things Cloud親テナント毎の各月におけるデバイスからのAPIコール数の合計値からThings Cloud親テナント毎のデバイス従量に含まれる合算されたAPIコール数を差し引いた値に基づいて算出します。
- (F) カスタムストリーミング処理機能はThings Cloud親テナントの申し込み実施後に追加機能として申し込みが可能です。Things Cloudサブテナントにてカスタムストリーミング処理機能を有効化する場合は、Things Cloud親テナントでカスタムストリーミング処理機能の申し込みを行い、その後、お客さまにてThings Cloudの操作画面上で設定可能です。カスタムストリーミング処理機能利用料は各月におけるカスタムストリーミング処理機能を有効化しているThings Cloud親テナントならびにThings Cloudサブテナントの数の最大合計数に基づいて算出します。
- (G) Things Cloudの利用料金の計算においては、デバイス従量、追加データ管理料及びAPIコール超過料は日本標準時、Things Cloudテナント料、LoRaWAN接続機能利用料、Sigfox接続機能利用料及びカスタムストリーミング処理機能利用料は協定世界時に基づいて計算します。
- (H) (G)の場合において、Things Cloudの料金プランごとに異なる単価等は、各月末時点(協定世界時によるものとします。)で選択している料金プランに基づくものとします。